

平成 30 年度 第 1 回山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 平成 30 年 8 月 1 日（水）14:00～15:30
開催場所 山形県自治会館 602 会議室
出席委員 石塚久子、森千津子、石川修（代理）、青柳智子、工藤隆弘、
蔵増由加里、長谷川正芳、野口孝徳、高橋健一（代理）、
國方敬司、黒川あゆみ、菅原美津子 （順不同、敬称略）

【次 第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成 29 年度の実施状況について
 - (2) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成 30 年度の取組みについて
- 4 閉会

【議 事 録】

- (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成 29 年度の実施状況について
(事務局)

【資料に基づき説明】

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

食品安全衛生課長から説明があったとおり、食品衛生についての取組みは相当のボリュームがある。講習会の回数や参加人数などの実績を見ると、多くの方々に対して地道に啓蒙等の活動に努めていただいております、関係職員に敬意を表したい。

(委員)

水産養殖業者について、2 ページ目のNo.14 では 128 経営体、No.15 では 143 経営体とあるが、どういった関係があるのか教えてほしい。

(事務局)

養殖の登録数は 143 経営体であるが、その中で経営の実体があるのは現在 128 経営体。変動があるため、正確には把握できないところがある。

(委員)

山菜について、毎年のように放射性物質の基準値超過が出ている中で、本年度も出てしまい、また、産地の表示についても、実際採ったところと違う表示をしてしまったという事案があった。なかなか指導が徹底されないようだが、どのような理由が考えられるのか。

(事務局)

今年も春先にコシアブラで放射性物質の基準値超過が出てしまった。県の指導では、コシアブラについては出荷をする際に検査をお願いしていたところであるが、お願いをした矢先に、検査での基準値超過が出てしまった。県の指導がもう少し早くてもよかったと考えている。放射性物質検査への対応については、今後に向けてより良い形で動けるよう担当課と協議している。

(事務局)

産地の表示が違っていた件については、新聞報道もされたが、河北町の方が出荷したコシアブラが厚生労働省の買取検査の対象となり、基準値超過のため調査に入ったところ、河北町産と表示したコシアブラに尾花沢産も混じっていたというもの。海外産のものを国産に見せかけるなどといった優良誤認というわけではなく、表示を間違えてしまったというものであった。

たとえば市町村に区切って産地を書くと、そういった産地の表示誤りの危険性が必ずつきまとうことから、山形県産と表示するよう指導させていただくこともある。例えば尾花沢市の農家が漬物を作るときに、季節によっては他の市町村の野菜も使うかもしれないといったことなどが考えられる。生産者によっては“尾花沢産しか使わないから尾花沢産と表示する”と言う方もいるため、そういった場合は他の市町村産のものは使えない旨の説明をしている。このように、生産者と話をしてみないと適正表示の徹底が難しい部分もある。

(委員)

コシアブラの件については、JAでは県の指導に基づいて対応したところである。

(委員)

コシアブラの件に関しては、原発の事故以前は弊社でも山菜を扱っていたが、自粛せざるを得ない状況が続いている。以前コシアブラの買取を行っていたため、今でもコシアブラを持ってくる方がいるが、今は買取をしていない。食の安全についての対策はしっかりと行っている。

(2) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成30年度の実施について

(事務局)

【資料に基づき説明】

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

日常の生活で思っていることだが、蚊などの虫除けスプレーについて、テレビコマーシャルなどで噴霧するだけで殺虫効果があるとか、蚊が部屋に入ってくれないなどの効果があるとされているが、その安全性について疑問に思っている。農薬の使用については、たとえばスプリンクラーで畑に水をかけるだけで“農薬だ”と騒がれてしまうことがあるが、若い人などは虫除けや除菌スプレーなどを結構使っている。たとえば台所などで使われるのはよくないと思うが、そういったスプレーの使用で健康上問題がないのか、食の安全が保たれるのか、お答えいただきたい。

(事務局)

殺虫剤などの直接噴霧は危険と感じているが、食品のあるところでの噴霧などは行わず、適切に使用されるのであれば安全性は確認されていると思う。

(事務局)

以前、農産物の出荷調整施設内で家庭用の殺虫剤を使用したところ、農産物に殺虫剤が付着し、保健所の収去検査で検出されたという事案が県外であったと記憶している。

安全性の確保は使い方次第であると思う。農薬を田畑で使うためには、法律で使い方が厳しく制限されている。法律に基づく使用基準を守った使い方であれば、残留基準値を超えるようなことは起きないが、間違った使い方をすれば、悪影響を及ぼす。農薬ではない家庭用の殺虫剤であっても同様で、ただ今申し上げた調整施設での事案は正しくない使い方であり、食べ物がある部屋で使うのであれば、使い方を考えなければいけない。

生産者は普段から適切に農薬を使おうとしている。それを消費者の皆さんに理解いただくことが従来からの課題であり、難しいところと考えている。

(委員)

病院で管理栄養士として栄養指導などを行っているが、ダイエットや健康のために、ご飯を食べないなど炭水化物を控える方が非常に多いと感じている。ここ数年特にそういった患者が増えている印象がある。地産地消や食育などに力を入れているようなので、そういったことも承知いただければと思う。

(委員)

新たな表示制度や原産地表示など、国で、めまぐるしく制度を整備する中で、今度は遺伝子組み換え大豆について、今までは5%混入していても遺伝子組み換えでない大豆として表示してよかったものが、0%でなければならないという制度改正の動きがあるようで

ある。一方で、週刊誌などで、海外のこういった食品は危ないなどといった様々な情報が出され、消費者が情報についていけないような状態になってきていると思う。このため、県民にわかりやすく新しい情報を迅速に提供していただきたいと思う。

(事務局)

情報発信の際は、わかりやすさが最も重要であると思うので、県民に対して、わかりやすいことば、わかりやすい説明を心がけていきたいと思う。

(委員)

消費生活団体として、食の安全フォーラム（山形市）を共催しているが、平成 29 年度に置賜地域で開催された食の安全フォーラムに出席できなかった。平成 30 年度は最上地域での開催を予定しているとのことだが、最上地域の消費者の方々に参加の案内を出してもよいか。チラシをいただければ、各地区に配布したいと思う。

(事務局)

ぜひお願いしたい。本フォーラムについては、色々なルートで紹介いただきたい。

(委員)

GAP や環境に優しい農業といったことが言われている中で、有機農業については、枝豆などはようやく無農薬で作るようになってきたが、青果物は難しい。農薬については、使用后出荷までに必要な日数などの基準がある。農薬が悪いものになってしまっているが、本来はよいものであり、農産物の生産のためには必要なものであるということを理解していただきたい。

コシアブラについては、放射性物質の問題が出てから、市場に流通することがなくなった。生産者からは、山から採ってきたものをどうすればよいかと聞かれる。コシアブラなどの山菜類は、山形を代表するものでもあるが、出荷自粛を解除するプロセスが分かりにくい。検査したものを出荷するよう言われているが、不可能である。検査結果がすぐに出るわけではなく、検査結果を待って 3～4 日経ってしまったら商品にはならない。検査結果に問題がなかった山菜と同じところから採取したものだから出荷しても大丈夫というわけにもいかない。

市場としては、流通の面で言うと、山菜などが出荷されると、どこから採取したか表示をしてもらっている（例えば、“河北町の生産者が尾花沢市から採取”など）。そこまで徹底してやっているが、山菜の事前検査は困難である。難しい問題がたくさんあるが、市場は、流通の一番末端に出る窓口なので、問題が生じたらすぐ止めるという危機管理をきちんとやっていかなければならないと考えている。

一度問題が生じてしまうと、その農産物については山形県産全てがダメというのが今の消費者の見方である。消費者の方にも理解してもらう必要があり、関係者は消費者に知らせる必要がある。

生産者側では、今までは出荷時点での安全性を検査してきたが、生産現場で日々適切な管理を行い、事前に危険なものを察知、排除するといったGAPの取組みなどにより、以前よりも安全なものが出てくるというのが実態なのかなと思う。販売する側も、まずは知識を身につける必要があると強く感じている。

(事務局)

コシアブラについては、検査をした上で出荷するよう指導せざるを得ない状況にある。出荷自粛解除に向けての方策については、モニタリング検査を実施する中で、何年か基準値の半分程度を上回らない状況になれば、自粛を解除できるのではないかと考えているが、基準値超過が続いている。コシアブラの特性的なところがあるのかもしれない。出荷自粛が解除できるまでモニタリング検査は継続させていただきたいと考えている。

(委員)

放射線の問題は数十年かかるものであるため、今後コシアブラの出荷は難しいと思う。福島県では毎年コメの検査を行い安全性を確認した上で出荷しているが、コメの値段は山形と比べると数千円安い。風評被害の解消は難しいと思う。

農薬については、登録されたものを指導に従い適正に使用してもらえればまず問題はない。農薬は分解するのも早く、収穫24時間前というものも出てきている。殺虫スプレーなどを直接子どもに噴霧したりすることが問題であると思う。

農家が生産し加工したものを直売所に持ってくる場合の、ハサップの適用はどのように考えたらいいのか。生産者にどのように指導したらいいのか伺いたい。

(事務局)

今回法律は改正されたが、まだ政省令は出ていない。現在の食品衛生法では許可業種34業種が規定されているが、そこも含めて見直しをどうするか厚生労働省で検討されており、どこまでハサップが適用になるかなどの詳細はこれからである。

終了